

企画競争説明書

業務名称： 中米地域持続的な経済開発・地域統合のための中米
地域物流ロジスティックス開発マスターplan策定
支援プロジェクト

案件番号： 19a00160

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年6月12日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年6月12日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：中米地域持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティックス開発マスタープラン策定支援プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2019年8月～2022年11月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 横田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。ブ

ロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格

2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（特定の排除者はありません。）

（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することができます）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年 6月 19日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年 6月 24日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年 7月 5日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
なし
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
なし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) GTQ 1 = 14.812 円
 - b) HNL 1 = 4.60198 円

- c) NIO 1 = 3,42477 円
- d) CRC 1 = 0,1883 円
- e) US\$ 1 = 111,936 円
- f) EUR 1 = 125,291 円

5) その他留意事項

なし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／物流計画
- b) 交通調査分析
- c) 組織体制強化

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 25 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(当該者の見積価格 - 最低見積価格) / 最低見積価格 \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3 %未満	2.25点
3 %以上 5 %未満	2.00点
5 %以上 10 %未満	1.75点
10 %以上 15 %未満	1.50点

15%以上	20%未満	1. 25点
20%以上	30%未満	1. 00点
30%以上	40%未満	0. 75点
40%以上	50%未満	0. 50点
50%以上	100%未満	0. 25点
100%以上		0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5) の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年 7月 30日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っています。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本

件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することができます。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consultant/guide/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：物流計画策定に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／物流計画
- 交通調査分析
- 組織体制強化

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／物流計画）】

- a) 類似業務経験の分野：物流計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：中米地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語 または 西語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 交通調査分析】

- a) 類似業務経験の分野：交通調査分析に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：中米地域及び全途上国
- c) 語学能力：評価なし

【業務従事者：担当分野 組織体制強化】

- a) 類似業務経験の分野：組織体制強化に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：中米地域及び全途上国
c) 語学能力：英語 または 西語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が國ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
	(26.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／物流計画	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
② 副業務主任者の経験・能力	—	(8.00)
ア) 類似業務の経験	—	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
オ) その他学位、資格等	—	1.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
イ) 業務管理体制	—	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 交通調査分析	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 組織体制強化	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 7月 11日（木） 14:00～16:30
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208 会議室
3. 実施方法：
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

中米地域においてはこれまで域内関税撤廃、動植物検疫の統一化、物流ロジスティックスのマルチモーダル化構想など、様々な取り組みが、世界銀行、米州開発銀行（IDB）、国際連合ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）等の国際機関や米国、スペイン等の二国間援助を通じて実施されてきた。他方、こうした努力にもかかわらず、他地域に比べ著しく高い域内物流コスト（中米地域：US \$ 0.17/ km、米国・ブラジル：US\$0.0035/ km（物流パフォーマンス指標報告書（世界銀行、2014））、国境税関行政手続きの非効率性、貧弱かつ老朽化した物流インフラ（道路、橋梁、港湾、空港等）など、高い物流コストと輸送のモードを中心に課題が多い。また、域内貿易は自動車輸送に偏重しており、代替輸送手段として、短距離海運の活用も検討されているが、進捗は芳しくない。

上記のような課題の解決に向けて、各国では道路計画、港湾開発計画、及び物流関連計画が策定されているが、各國間の整合性が取れていない。また、地域統合的、セクター横断的な計画及び戦略は策定されていないため、結果的に、中米地域全体として合理的で連携の取れた事業の実施には至っていない。

こうした状況に対し、中米6カ国で構成される中米経済統合一般条約常設事務局（Secretaría de Integración Económica Centroamericana；SIECA）は、中米統合機構（Sistema de la Integración Centroamericana；SICA）傘下の中米運輸交通大臣会合（Consejo Sectorial de Ministros de Transporte de Centroamérica；COMITRAN）を通じて中米物流ロジスティックス地域政策フレームワーク（Política Marco Regional de Movilidad y Logística；PMRML）を2016年に策定した。同政策は、域内6カ国において各国がそれぞれの利益を優先して物流政策を進めるのではなく、各國間の政策レベルでの調和、体系化、統一を重要視しており、2015年6月のSICA首脳サミットではこれが地域経済統合の最優先課題であることが確認されている。本事業は、同政策の具体的実行に必要なツールとして位置づけられる。

このような状況の下、中米地域の将来を見据えた物流ロジスティックスマスター プラン策定が必要とされ、中米統合機構（SICA）は、そのための調査として開発計画調査型技術協力「持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティックス開発マスター プラン策定支援プロジェクト」（以下「本プロジェクト」とする）を我が国に要請した。

本要請を受けて、JICAは、2016年3月に「中米地域物流・ロジスティックスにかかる情報収集・確認調査」を実施し、同セクターの関連情報及び本プロジェクトを含む協力の可能性に係る情報収集を行い、高い物流コスト及び輸送モードの自動車輸送偏重が課題となっていること、その解決のためにマルチモーダルな物流計画策定と、同計画のモニタリング等にかかる技術移転の必要性を確認した。

さらにJICAは、2018年9月、11月及び12月に詳細計画策定調査団を派遣し、要請内容と現地調査に基づく本プロジェクトのフレームワークの協議を行い、2019年3月に運輸交通大臣会合（COMITRAN）の場で、各國運輸交通大臣及びSIECAと協議議事録（Record of Discussion；R/D）の署名を行った。本プロジェクトは、同R/Dに沿って、2035年を目標年次とする中米地域の物流ロジスティックスマスター プランの策定、中長期・短期的課題への提言、COMITRANの事務局機能を担うSIECAが物流ロジスティックスマスター プランの実施をモニタリングするための技術移転を行う。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本事業は、COMITRAN 加盟 6 カ国（グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）において、2035 年を目標年次とする物流ロジスティックス開発マスター プラン（以下 M/P）を策定し、その実施に資する組織強化と人材育成を行うことにより、マスター プランで提案された優先プロジェクトの実施を通じた物流ネットワークの強化や国外からの直接投資を促進し、もって COMITRAN 加盟国内及び各国間の貿易・経済活性化に寄与することを目的とする。

(2) 期待される成果

- 1) 持続的な経済開発・地域統合のための中米地域の物流ロジスティックス開発マスター プランが策定される
- 2) マスター プランの実現のための組織、人員の能力が強化される

(3) 対象地域及び範囲

COMITRAN 加盟 6 カ国（グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）

(4) 関係官庁・機関

- 1) 実施機関：本プロジェクトの主たる実施機関は SIECA とする。プロジェクトにかかる意思決定は COMITRAN 出席者を含む合同調整委員会（Comité de Coordinación Conjunto; CCC）にて行う。
- 2) 準実施機関：本プロジェクトの意思決定と M/P の実施に関わる COMITRAN は、中米 6 カ国の運輸系大臣によって構成されるため、各の運輸系省庁を本プロジェクトの準実施機関とする。なお、COMITRAN の議長国は加盟国が 6 カ月ごとに交代して務める。具体的な各国の省庁は以下の通り。

グアテマラ国通信・インフラ・住宅省 (CIV)、ホンジュラス国インフラ・公共事業省 (INSEP)、エルサルバドル国公共事業・運輸・住宅都市開発省 (MOPTVDU)、ニカラグア国運輸・インフラ省 (MTI)、コスタリカ国公共事業・運輸省 (MOPT)、パナマ国公共事業省 (MOP)

- 3) 関係機関：経済大臣会合（Consejo de Ministros de Integración Económica; COMIECO）及び財務大臣会合（Consejo de Ministros de Hacienda o Finanzas de Centroamérica; COSEFIN）参加の各省庁、各国環境系省庁、及び各国のロジスティックスキャビネット

(5) 事業概要

- 1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議
 - ① 関連資料・情報の収集・分析等
 - ② 調査全体の基本方針・内容・方法の検討

- ③ プロジェクト実施体制の構築
- ④ 技術委員会 (Comité Operativo Técnico; COT) 及び合同調整委員会 (Comité de Coordinación Conjunto; CCC) におけるインセプションレポートの説明・協議等

2) マスターplanの策定

- ① 関係者内での物流改善への理解を深めることを目的とした技術セミナー (COMITRAN 加盟国及び SIECA を対象) の開催
 - ア) 参加者との事前調整/開催準備
 - イ) 技術セミナー開催
- ② 社会経済概況、財務状況、自然条件の把握
 - ア) 社会経済概況、財務状況、自然条件に係る関連資料のレビュー
- ③ 物流に関連する各国の既存戦略、政策、統計データ、関連法令等のレビュー・分析
 - ア) 地域戦略、地域計画、国家計画、空間計画、関連する開発政策、関連法令等のレビュー
 - イ) 運輸交通・物流ネットワークのレビュー
 - ウ) 運輸交通・物流における既往・実施中・計画中の関連プロジェクトの調査
 - エ) 運輸交通・物流関連の法制度及び組織の枠組み調査
 - オ) 環境社会配慮にかかる情報収集・整理 (自然・地理状況に加え、当該国の文化・慣習・伝統・考古学的遺産を含む)
 - カ) その他プロジェクトに関連する既往のデータ及び情報の把握
 - キ) 運輸交通・物流における他ドナーの活動状況、関連プロジェクトの調査
 - ク) 運輸交通・物流分野に関連する基準 (道路基準等) の調査
 - ケ) 運輸交通・物流分野の予算状況の把握
 - コ) 運輸交通・物流整備における制約条件と課題の分析
 - サ) 現状の交通データ・経済指標の調査・分析
- ④ 運輸交通・物流分野関係機関のレビュー
 - ア) 中米 6 カ国の運輸交通・物流分野関係機関のレビュー (組織、人数、実施体制 (官民の役割分担含む)、年間計画等)
 - イ) 運輸交通・物流分野関係機関のレビュー (組織、人数、実施体制 (官民の役割分担含む)、年間計画等)
- ⑤ 運輸交通・物流実査
 - ア) 調査計画の作成
 - イ) 運輸交通・物流実査の準備・実施
 - ウ) 物流事業者へのヒアリング・情報収集 (港湾事業者・空港・フオワーダー等)

エ) 主要産業のバリューチェーンにおける課題のヒアリング

- ⑥ 運輸交通・物流に係る需要予測の実施
 - ア) 現在のOD再現、需要予測モデルの構築
 - イ) 社会経済フレームワークの設定
 - ウ) 各ケースにおける将来交通・物流需要予測
- ⑦ 運輸交通・物流における課題・改善点の特定
 - ア) 運輸交通・物流ネットワークと地域連結に係る現在と将来の課題の特定（開発計画、各都市、産業拠点、物流拠点間の連結性、現状の運輸交通・物流ネットワークの課題特定、将来OD表に基づく課題特定）
 - イ) 物流関係産業の課題の把握
- ⑧ 将来の運輸交通・物流網のビジョンの策定・複数の戦略案の提示
 - ア) マルチモーダルな運輸・物流網を含む将来ビジョンの設定
 - イ) 運輸・物流網ビジョン実現のための戦略案の検討（複数）
- ⑨ インテリム・レポート1説明及び協議
 - ア) インテリム・レポート1の作成（複数の戦略含む）
 - イ) COTを開催、インテリム・レポート1の説明、各国コメントの取り付け
 - ウ) 回収したコメントの反映
- ⑩ 戰略的環境アセスメント(SEA)に係る調査の実施
 - ア) 戰略的環境アセスメントの計画立案
 - イ) 戰略的環境アセスメントの実施
 - ウ) 戰略的環境アセスメントの実施結果のとりまとめ
- ⑪ インテリム・レポート2の説明及び協議
 - ア) インテリム・レポート2の作成
 - イ) COTを開催、インテリム・レポート2の説明、各国コメントの取り付け
 - ウ) 回収したコメントの反映
 - エ) COTで出た意見をもとに、各戦略を比較検討
 - オ) CCCを開催し、SEAのプロセス、インテリム・レポート2の説明、合意取り付け、本プロジェクトで採用する戦略の特定
- ⑫ 優先プロジェクトの実施工程、資金計画の提案
 - ア) 戰略実現のための優先プロジェクト案の特定
 - イ) 短期・中期・長期のアクションプランの策定
 - ウ) 優先プロジェクトの実施に必要な資金メカニズム（PPP含む）の提案

- エ) マスター・プランの実施体制・実施監理体制に係る提言
- オ) 上記ア)～エ)を踏まえたマスター・プランの策定

- ⑬ ドラフトファイナル・レポート1の説明及び協議
 - ア) ドラフトファイナル・レポート1の作成
 - イ) COTを開催、ドラフトファイナル・レポート1の説明
 - ウ) 各国コメント依頼
- ⑭ ドラフトファイナル・レポート2の説明及び協議
 - ア) 回収したコメントの反映、ドラフトファイナル・レポート2の作成
 - イ) COTを開催、ドラフトファイナル・レポート2の説明、各国の意見調整
 - ウ) CCCを開催、ドラフトファイナル・レポート2の説明、合意取り付け
- ⑮ ファイナル・レポートの説明及び協議
 - ア) 経済統合部門間会合(Comisión Logística Intersectorial; CLI)および同大臣会合にて、ドラフトファイナル・レポート2の説明、コメント依頼
 - イ) 各国コメントの取り付け
 - ウ) コメントをレポートへ反映
 - エ) CLI大臣会合でファイナル・レポートの説明、承認
 - オ) ファイナル・レポート提出

3) 組織及び人員の能力強化

- ① 物流関連データの管理及びモニタリング計画の提案
 - ア) 各国、地域レベルにおける優先プロジェクトの持続的なモニタリング計画の提案
 - a) 人材能力を含む現状の物流関連計画の実施・モニタリングシステムのレビュー
 - b) 現状の改善案の提案
 - c) M/Pの実施体制に係る提案
 - イ) 物流関連データセット及び中米地域におけるデータ更新の制度構築
 - a) 現状の物流計画に関連するデータセットの管理体制・更新体制のレビュー
 - b) 物流計画に関連するデータセットの管理体制・更新システムの提案
- ② 本邦研修、第三国研修(メキシコ)若しくは小規模研修の開催を通じた地域人材の能力強化
 - ア) 法制度レベル、関係組織レベル、個人レベルでのキャパシティ

ギャップアセスメントの実施

- イ) 本事業を通じたカウンターパート能力強化計画策定
- ウ) SIECA のアクションプランの作成
- エ) 事業実施中の OJT 実施①物流データベース構築の技術移転
- オ) 事業実施中の OJT 実施②運輸交通・物流調査に係る技術移転
- カ) 事業実施中の OJT 実施③将来交通需要予測手法に係る技術移転
- キ) 事業実施中の OJT 実施④運輸・物流マスター プラン策定の技術移転
- ク) 小規模研修とワークショップの実施
- ケ) 本邦研修及び第三国研修の実施

3. 業務の目的

本業務は、COMITRAN 加盟 6 カ国の運輸交通・物流システムの現状把握を行うとともに、C/P となる SIECA や関係各国との協議を通じて、M/P の中米 6 カ国を対象とした社会経済フレームワークの設定と開発戦略を形成し、マルチモーダルな物流・ロジスティックシステムの構築に向けたマスター プランを策定することを目的として実施する。また、本業務を通じてマスター プラン策定にかかる技術や、マスター プランの更新や進捗モニタリングを行うための技術を SIECA 及び各国に移転することを目的として実施する。

4. 業務の範囲

本業務は、2019 年 3 月に当機構と COMITRAN 加盟 6 カ国との間で署名された R/D に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 實施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

また、コンサルタント（業務実施チーム）は本業務を通じて SIECA、COMITRAN 関係者への技術移転を行う。

5. 實施方針及び留意事項

(1) プロジェクト実施体制に係る留意事項

1) C/P 側実施体制

① SICA 及び SIECA の基本的な意思決定構造

中米地域における地域統合を目的として設置されたSICAにおける意思決定は、部門毎に設置されている大臣会合によって行われる。各大臣会合には、その下位機関として委員会（各省政府の局長レベルを出席者とする）が設置されており、技術的な視点から大臣会合の意思決定を補完する。各種議題にかかる意思決定のフローとしては、まず下位機関である委員会に議題が付議された後、その上位機関の大臣会合への付議と承認が必要となる。

SICAの経済統合部門には運輸・財務・経済にかかる計3つの大臣会合と、その下位機関として3つの委員会が設置されている。大臣会合間の分担として、運輸交通系省庁に関連する議題は、COMITRAN、財務系省庁に関連する議題はCOSEFIN(Consejo de Ministros de Hacienda

o Finanzas de Centroamérica)、経済系省庁に関連する議題は COMIECO(Consejo de Ministros de Integración Económica)に付議され、承認を得ることで意思決定が行われる。なお、COMITRANを含む各大臣会合は、原則2回/年の頻度で開催され、議長国は6か月毎に持ち回りにて交代するが、恒常コーディネーターとしてエルサルバドルが就任している。

また2015年からは、COMITRAN、COSEFIN、COMIECOの出席者によって構成されるCLI大臣会合が、各大臣会合とは別途設置・開催されており、上記3大臣会合の分野を横断するような議題については、このCLI大臣会合に付議され、承認を得ることとなっている。CLI大臣会合についても、各大臣会合と同様に下位機関（技術委員会（CLI））が存在し、3つの大臣会合の委員会メンバーが出席し、CLI大臣会合付議前の検討を行う。なお、CLI大臣会合の開催頻度は定められていないが、毎年初頭に年間スケジュールが定められる。

② 本プロジェクトに関するC/P機関・会合（別添1参照）

各委員会及び大臣会合には事務局が設置されており、会合の開催支援や各國間の意見調整等を行っている。本プロジェクトでは、主に運輸交通系省庁に関連する議題について検討を行うため、COMITRANとその下位機関である物流ロジスティックス地域技術委員会（CTRML）によって意思決定やレポートの承認等が行われることとなり、その事務局機能を果たすのが本プロジェクトのC/PであるSIECAである。

本プロジェクトで策定するM/Pの対象は6カ国であり、M/Pで提案される優先プロジェクトの実施主体も各國の運輸系省庁であるが、本プロジェクトのC/P機関はあくまでSIECAであり、M/Pの内容にかかる意見交換・協議等もSIECAを介して各國と行うことが求められている。こうした観点から、各國関係機関へ本業務に係る連絡を取る際には、原則SIECAを介してコンタクトを取ることとする。これが叶わない場合は、SIECAに情報共有しつつ各國に連絡を行うこととなるが、その際もSIECAから同意のないままに連絡や調整を進めないように留意する。

また、本プロジェクトで策定するM/Pは、運輸交通分野のみならず財務・経済分野の事項も含むことから、本業務のファイナルレポートは、COMITRANだけでなく、CLI大臣会合にも付議・承認される必要があることに留意する。（インテリム・レポート1、インテリム・レポート2、ドラフトファイナル・レポート1、ドラフトファイナル・レポート2については、CTRML又はCOMITRANの承認を得るものとする。）

2) JICA側実施体制（別添2参照）

① JICA実施体制

ア) JICA本部の体制

本プロジェクトの主管部署はJICA社会基盤・平和構築部であるため、本業務にかかるプロジェクトの方針や業務実施契約にか

かる JICA 側の意思決定は同部都市・地域開発グループ第二チームにて行う。また、地域的な方針等については、JICA 中南米部が担当する事項であるため、同部が重要な報告会等における協議に参加する予定。本邦帰国時には JICA 本部の主管部署との打ち合わせを設定し、帰国報告と次回の渡航に向けた計画の共有を行うこと。

イ) JICA の在外拠点体制

本事業は、対象が 6 カ国となるため、業務実施チームは各国の JICA 事務所と調整・連携しながら調査を進めることが求められる。これを踏まえ、プロジェクトの進捗については、JICA 本部及び全 6 事務所（エルサルバドル事務所、グアテマラ事務所、ホンジュラス事務所、ニカラグア事務所、パナマ事務所、コスタリカ支所）に対して月例報告を行うことが重要となる。同報告は書面を基本とするが、各国渡航時には各在外拠点に対し進捗共有を行うこと。更に、重要な協議事項がある場合には、業務実施チームと総括コーディネーターで協議の上、JICA の各関係拠点を含むテレビ会議等の開催を JICA 社会基盤・平和構築部に提案すること。

また、本プロジェクト含む中米地域における JICA の広域案件（地域協力）は、関連 6 事務所の中でエルサルバドル事務所が中心的役割を担い実施している。そのため、本プロジェクトにおいても、現場レベルにおける業務の進め方等については JICA エルサルバドル事務所と業務実施チーム間の密な情報提供と適時適切な相談を行うことが求められる。その他、各国における調査の手続き上の調整・連絡等については、業務実施チームの拠点国を管轄するグアテマラ事務所に加え、各国への調査渡航時には各国拠点と調整・連絡の上、業務を進めること。その他、プロジェクト実施体制にかかる見直し等については、JICA 社会基盤・平和構築部の判断に沿うこととする。

② 専門家の実施体制

ア) 業務実施チーム

本契約により配置される。

イ) 総括コーディネーター

総括コーディネーターは SIECA 本部が設置されているグアテマラを拠点とし、プロジェクト全体の取りまとめ及び SIECA、JICA との調整の役割を担う。総括コーディネーターは、JICA との契約によってローカルコンサルタントとして本件に従事する日本人が、業務実施チームに先立って 2019 年 6 月に業務を開始しており、プロジェクトの実施環境整備に取り組んでいる。業務実施チームは、総括コーディネーターによる業務が円滑に行われ

るよう、隨時情報交換・連絡調整及び協力・支援を行う（会議準備の補佐、会議／セミナーへの出席、プロジェクト進捗にかかる情報の提供、その他調整業務円滑化のための対応等）。また、業務実施チームが作成する各種レポートや重要な資料については、JICAに確認を求める前に総括コーディネーターからも確認を得ることとする。

総括コーディネーターの主な業務内容は以下の通り：

- a) JICA本部及びJICAエルサルバドル事務所並びにグアテマラ事務所との連絡・調整・報告
- b) SIECAとの連絡・調整・報告
- c) SIECAとの会議の実施（週1回）
- d) 社会基盤部、JICAエルサルバドル事務所及びグアテマラ事務所、並びに他JICA関係部署／在外拠点への定期報告（月1回）
- e) JICAが派遣する調査団・出張者の受け入れに係る調整・準備
- f) CCCやCOT等の開催に係る必要な調整（旅費、航空券、通訳手配、ロジ及び研修資料作成など）、各国参加確認、実施結果取りまとめ及びJICAへの報告
- g) 業務実施チームやJICA及びSIECAが作成する文書の内容確認及び意見の取りまとめ
- h) SIECAによる各国の意見とりまとめ補助
- i) 必要に応じた日本語・西語による通訳・翻訳
- j) プロジェクト全体の進捗管理
- k) 活動計画立案・モニタリングの実施
- l) プロジェクト実施にかかる関連データの収集
- m) 技術セミナーにかかる開催支援
- n) JICAプロジェクト関係者の安全対策措置の実施支援
- o) 広報（日本語・西語）に関する記事の作成及び投稿
- p) メキシコ開発庁（AMEXCID）、米州開発銀行（IDB）、ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）など外部関係機関との調整・情報交換

3) プロジェクトの意思決定及び調査の進め方

本業務における意思決定を行う機関として、合同調整委員会（CCC）及びその下位委員会として技術委員会（COT）を設置する。それぞれの構成は以下の通り。

① CCC

ア) 設置目的

本プロジェクトにおける意思決定・各報告書の承認を行う。

イ) 各国出席者

- a) COMITRAN議長国の運輸系大臣
- b) COMITRANコーディネーター（エルサルバドルMOPTVDU大臣）
- c) その他COMITRAN出席者（各国運輸交通大臣）

- ウ) SIECA 側出席者
 - a) SIECA 事務局長
 - b) SIECA 地域運輸・インフラ・ロジスティックス部 (Dirección Regional de Transporte, Infraestructura y Logistica; DITIL)
- エ) JICA 側出席者
 - a) 業務実施チーム総括／代表者
 - b) 総括コーディネーター
 - c) JICA エルサルバドル事務所長
 - d) JICA 社会基盤・平和構築部 調査団長
- オ) CCC の開催頻度と内容

CCC は計 3 回開催とし、それぞれの協議・承認内容は以下の通りとする：

 - a) 第一回 CCC：業務開始 1 ル月目を目途に、インセンブリション・レポートの内容に係る協議・承認
 - b) 第二回 CCC：業務開始 18 ル月目を目途に、インテリム・レポート 2 の内容に係る協議・承認
 - c) 第三回 CCC：業務開始 27 ル月目を目途に、ドラフトファイナル・レポート 2 の内容に係る協議・承認

なお、CCC は、定期的（年 2 回）に開催される COMITRAN に合わせて開催することとし、その時期については SIECA と事前調整を図ること。また、CCC の開催地は本来、6 か月毎に交代する COMITRAN 議長国に併せて変遷するが、便宜上、必要経費はすべてグアテマラでの開催を想定して算出し、見積もりに計上すること。

- ② COT
 - ア) 設置目的

プロジェクトの意思決定を行う CCC の補佐機関として、技術的側面の検討を行う。CCC の 3 週間前を目安として本プロジェクトが SIECA と共に開催し、CCC に付議予定の議題について各国間の事前の意見調整を行う。
 - イ) 各国出席者
 - a) エルサルバドル MOPTVDU 計画局長
 - b) その他 CTRML 出席者（各国運輸交通担当省の計画担当局長）
 - ウ) SIECA 側出席者
 - a) DITIL
 - エ) JICA 側出席者
 - a) 業務実施チーム
 - b) 総括コーディネーター
 - c) JICA エルサルバドル事務所
 - オ) COT の開催頻度と内容

COT は計 5 回開催とし、それぞれの協議・承認内容は以下の通りとする：

- a) 第一回 COT： 業務開始から 1 カ月目を目途に（2019 年 9 月下旬に実施される技術セミナーの前後の開催として）、インセッション・レポートの内容に係る協議・承認を行う
- b) 第二回 COT： 業務開始 12 カ月目を目途に、インテリム・レポート 1 の内容に係る協議・承認を行う
- c) 第三回 COT： 業務開始 17 カ月目を目途に、インテリム・レポート 2 の内容に係る協議・承認
- d) 第四回 COT： 業務開始 22 カ月目を目途に、ドラフトファイナル・レポート 1 の内容に係る協議・承認
- e) 第五回 COT： 業務開始 26 カ月目を目途に、ドラフトファイナル・レポート 2 の内容に係る協議・承認

なお、COT は、定期的（年 2 回）に開催される CTRML に合わせて開催することとし、その時期については SIECA と事前調整を図ること。また、COT の経費に関しても CCC 同様とし、便宜上、グアテマラでの開催を想定して算出し、見積もりに計上すること。

③ 実務レベル会合（TV 会議システムの活用）

ア) TV 会議システム導入の背景

本プロジェクトの実施にあたり、SIECA 及び各国との調整が非常に重要となるが、調整の場である CCC、COT の開催回数は全プロジェクト期間中限られているため、これらの場に加えて、日常的に本プロジェクトの進捗管理を行う機会を設ける必要がある。本プロジェクトでは TV 会議システムの機材供与を行うが、これら機材を活用し本プロジェクト実施期間中に SIECA 及び各国と TV 会議による実務レベル会合を開催することで、業務の進捗や相談及び各種調整を行うこととする。本会合の開催頻度は四半期に一回程度が望ましいと考えられるが、調査工程も踏まえて適切と考えられる開催頻度・時期をプロポーザルにて提案すること。

イ) TV 会議システムの資機材の仕様・入札図書（案）の作成、調達及び導入

SIECA からは、各国と SIECA 本部の 7 拠点（および JICA 関係拠点）を接続できる TV 会議システムの供与を要望されている。本プロジェクトでは、上記 7 拠点について、インターネット経由の TV 会議システムと、十分な速度のインターネットブロードバンド回線の敷設、及びそれに必要となる機材の調達、並びに上記システムの導入を支援することとする。これに関連して想定される業務と主要な構成機材は以下の通り。これにかかる費用について、本見積に含めること。

- a) 想定される業務

- ・機器仕様案の作成（日本国内でのメーカーヒアリング等含む）
- ・中米域内での機材調達可能性調査（代理店があるか、据付可能な業者があるか）、候補応札者のリストアップ
- ・SIECA 及び各国から設置箇所を含む機器仕様に関する合意取付
- ・入札図書(案)のうち特記仕様部分の作成（銘柄指定の場合は理由書作成を含む）
- ・機材の調達手続き
- ・機材の導入に資する各国との調整

b) 想定する主要構成機材

- ・（Skype for Business 等の）インターネット経由の TV 会議システムのライセンス
- ・TV 会議用ラップトップ
- ・マウス
- ・Web カメラ、マイクとスピーカー
- ・TV 会議を開催するのに十分な速度のインターネットブロードバンド回線（本プロジェクト専用の通信回線契約を、現地通信会社とプロジェクト実施期間中の期間限定で締結し、通信費用を本プロジェクトから支払うことを想定）

(2) 調査・計画策定におけるローカルコンサルタントの活用

SIECA 側からは、本プロジェクトの実施にあたり、現地事情や制度、技術基準に精通した中米人材のローカルコンサルタントを最大限活用することが求められている。そのような人材を調査団員及び再委託先として活用することを通じて、現地文脈に沿った M/P の策定、高品質の西語文書の作成およびプレゼン、SIECA および各国との円滑な意思疎通、現地慣習を踏まえた調査の円滑な実施、広範な調査対象地における効率的な調査遂行等の要件を満たすことが期待されている。そのため、本プロジェクトでは、業務従事者とローカルコンサルタントが役割分担しながら、チーム一丸となって調査を実施する体制を構築する必要がある。コンサルタントは本業務の実施に最も適した体制を検討し、プロポーザルにて提案すること。

(3) 既存資料・データの有効活用及び現地実査の体制

本プロジェクトの対象は 6 カ国と広範囲に渡るため、実査によるデータ収集は効率的に実施する必要がある。そのため、先行する情報収集・確認調査や同地域で既に実施されているプロジェクトで収集されているデータを最大限有効活用し、必要に応じて SIECA を通じて各国へのデータ提供依頼を行うこと。また、運輸交通・物流実査の調査地点は、首都周辺の幹線道路、国境施設、港湾及び空港のポイントに絞り、調査の効率化を図ること。また実査においては、必要に応じ警察等の安全対策に必要な要員の立ち合いを各国関係機関を通じて求めること。

また、現地実査は効率的な実施が求められるため、ローカルコンサルタントも含めた体制で南北 2 班（北：グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、南：ニカラグア、コスタリカ、パナマ）に分かれて実施することを想定しているが、より効率的な調査体制があればプロポーザルにて提案すること。

(4) 各国のロジスティックスキャビネット等の活用

パナマでは、国家レベルの物流ロジスティックスにかかる計画策定や事業の推進のため、15 の省庁と物流関連機関から成るロジスティックスキャビネットが大統領府下に設置されている。また、2015 年からは民間セクターの委員を招いた常設の諮問委員会が併設されており、2 か月に一度の頻度で委員会が開催されている。同様の取り組みは他国でも検討されており、エルサルバドルではパナマの事例を参考に、類似の委員会やフォーラムが今後設置される予定。本業務で予定されている環境社会配慮調査に係るステークホルダーミーティング、もしくは各国の物流関連機関へのヒアリング・コンタクトを取る際は、これらのキャビネットが有する民間物流企業とのコネクションを最大限有効活用すること。なお、本業務に係る各国の公的機関へ連絡を取る際は、原則 SIECA を介してコンタクトを取ることとするが、これが叶わない場合は、SIECA に情報共有を行う承諾を得た上で各国に連絡を行うこと。また、各国物流関係機関のレビューでは、民間の物流事業者に十分ヒアリング等を行った上で、物流関連産業の構造的課題について十分把握すること。

(5) M/P の対象セクターに関する考え方

PMRML では、国境統合・航空・港湾・道路サービス・鉄道・都市物流の 6 セクターの政策目標を掲げている。M/P と PMRML の整合性確保の観点から、本業務においては上記 6 セクターを対象に調査、計画策定を行う。また、PMRML は運輸交通・物流の枠組みの中で、旅客も対象としていることから、適宜旅客に関する情報収集等を実施する。

なお、現在の中米地域の物流が、対域外輸送は海運、対域内輸送は道路輸送に偏重している状況を考慮すると、M/P 及び優先プロジェクトは道路・海運セクターを中心とした提案になると想定されるが、一方 SIECA 及び各国からは鉄道分野についても将来的な整備可能性が提起されている。また、太平洋岸と大西洋岸をつなぐドライキャナルやインランドデポ構想に対する関心の高さも確認されている。本業務では、このような現状を十分考慮し、可能な限りマルチモーダルな計画策定を行うと共に、マルチモードの検討や M/P への反映を促進する業務実施上の工夫についてプロポーザルで提案すること。

(6) 「持続的な経済開発・地域統合に資する M/P」とするための工夫

本プロジェクトは、中米 6 カ国の持続的な経済開発・地域統合を目指すための M/P 策定を目的としている。中米各国においては、今後益々、社会、環境、経済面における多様な課題や、都市部の成熟化等への対応が

求められることが想定される。そのような社会状況の変化の中で、需要追隨型の物流政策のみでは、持続可能な地域発展の実現が難しいことが想定される。については、本業務で M/P の持続可能性を高めるための工夫（M/P が従来以上に比重を置くことが望ましいテーマや、本業務における具体的な活動（調査・分析手法や研修等））についてプロポーザルにて提案すること。なお、持続可能性のテーマで本プロジェクトに関連するものは複数想定されるが、プロポーザルで行う提案については、Sustainable Development Goals の 17 ゴールの中から対応するものを明示すること。

(7) 提案する優先プロジェクトのクライテリア

本 M/P は 6 カ国全体の物流改善及び経済発展を目標としており、6 カ国全体の物流がいかに改善されるかに重きを置いている。そのため、本業務における優先プロジェクト選定は、「地域レベルへの影響の大きさ」の観点から優先順位付けが行われる必要があると、SIECA 及び各国の CTRML レベル（運輸交通担当省の計画担当局長レベル）では考えていることが確認されている。については、本業務内で「地域レベルへの影響の大きさ」をどのように評価するべきと考えるか、プロポーザルにて提案すること。またインテリム・レポート 1 では上記の定義及びそのクライテリアを明確にし、優先プロジェクトリストを作成すること。

また、本プロジェクトは複数国を対象とするため、港湾建設、道路建設等ハードのプロジェクトと同様に国境通過手続き円滑化や片荷輸送の非効率性の改善を目指した物流業者の将来的な協業に資するプラットフォームづくりやそのための社会実験の提案等のソフト面の改善提案も極めて重要となる。中米地域での実現可能性及びインパクトが高く、M/P に含めるべきソフト面の改善プロジェクトが現時点であれば、プロポーザルにて提案すること。

(8) 環境社会配慮調査の方法

本業務においては、戦略的環境アセスメント（SEA : Strategic Environmental Assessment）の考え方を導入する。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、収集した情報を再整理し複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む総合的な比較検討を行うこととする。ただし、6 カ国全体に渡る SEA の基準は各国で異なることが判明しており、実施方法、手続きについては、各関係機関と十分な協議・調整や、各の国内法に基づく実施体制の確認、および現地ステークホルダーとの協議が必要となる。その際、各の関係機関（詳細は配布資料の詳細計画策定調査報告書参照）とステークホルダーア会合を開催することが想定されるが、具体的な時期、場所、参加者、参加者数、内容、開催手法についてはプロポーザルにて提案し、業務開始後に C/P 機関と協議の上、確定すること。ステークホルダーア会合の開催に加えて、M/P の策定段階にふさわしい効果的・効率的なパブリックコンサルテーションの手法がある場合には、理由を付した上

でプロポーザルにて提案すること。

なお、計画諸元が詳細に決まっていない段階で行う手続であることから、事業実施段階で行う詳細、網羅的な評価の手續とは異なるものとなることに留意する。

また、本プロジェクトは JICA 環境社会配慮ガイドラインにおいてカテゴリ B に分類されており、環境社会配慮審査会に環境社会配慮に係る評価方法等を説明する可能性があるため、その場合、資料作成や質疑対応等の支援を行う。なお、本プロジェクトの詳細計画策定調査において、本業務内で実施する環境社会配慮調査の調査項目（案）を提示しているため（配布資料の通り）、これを参考とすること。なお、環境社会配慮調査は、現地再委託を認める（別紙 1 の 5 の通り）。

（9）組織能力強化の実施手法

本業務における組織能力強化・人材育成は、基本的には SIECA を対象に実施し、またプロジェクト実施中から終了後にかけて SIECA が取り組むアクションプランについても、本プロジェクトにおいて策定する。ただし、各国からは自国組織の能力強化に対する要望があることから、SIECA において各国の能力強化（研修等）を担う Center of Investigation for Economic Integration (CIEI) の能力強化を通して、各国実施機関の能力強化を図ることとする。本業務では、SIECA 及び CIEI と共に、アクションプランを策定し、実施にあたり SIECA 内でプランの承認が必要であれば承認し、また実施に必要な予算立てについても予算計画に含まれるよう、プロジェクト終了時までにフォローを行う。

また、需要予測の方法論及びデータの扱い方、その他 M/P の全般的な内容について、SIECA のみならず各国関係機関の職員に対しても、業務実施チームの団員が各国を訪れる機会を活用して、OJT 形式又は小規模研修等を開催し、技術移転を行う。

（10）技術セミナーの開催支援・登壇

本プロジェクトで策定する M/P は、その対象範囲が 6 カ国と広範囲に渡るため、M/P が提案する戦略の方向性について、M/P の策定時から段階的に各国と合意形成することが極めて重要となる。そのため本プロジェクトでは、中米地域の物流に係る現状について各国が把握し、M/P の方向性について論点を整理することを目的として、技術セミナーを開催する。同セミナーの開催は一義的に総括コーディネーター及び JICA が担うが、本業務においても、セミナー議題の提案や開催支援及びセミナーへの登壇を通じて、各国の議論活性化に貢献することが期待される。また、セミナーの結果確認された課題や M/P の方向性等については、以後の本業務の活動内容にも柔軟に反映することが期待される。技術セミナーの概要は以下の通りだが、第二回以降の内容については、JICA 及び総括コーディネーターと業務実施チームが協議の上、決定する。

【技術セミナー概要】

日程：プロジェクト内で計3回、各回につき1～2日程度を想定（第一回は2019年9月26日の開催を想定）

聴講者：SIECA及び各国物流関係機関（第一回はCOTメンバーとすることで合意済み）

内容：SIECA及び各国からの要望をもとに決定（第一回は「都市物流」を想定）

講師：国際協力専門員、外部有識者、業務実施チーム（想定）

場所：各国の要望に合わせ、中米地域内にて開催（第一回はグアテマラを想定）

企画・準備：全体的な企画及び経費面の支出を含むロジ対応はJICAが行うが、JICAからの依頼に応じ、業務実施チームからもセミナーに登壇すると共に、補完的な開催支援を行うことが期待される。また、技術セミナーはプロジェクトで実施する会議（COT等）の前後の日程で、会議開催地で行うことを想定するため、技術セミナーに関連した追加的な渡航費は計上不要。

（11）メキシコ第三国研修

本プロジェクトの活動と連携する形で、プロジェクト期間中にAMEXCIDとSIECAによる第三国研修が予定されている。同研修では、JICAが担当するコマが予定されており、第一回研修におけるJICA担当コマのテーマは”Transport Study (Origin and Destination), Demand Forecast”となる見込みのため、業務実施チームにて当該コマの講師を務めることが求められる。

【メキシコ第三国研修概要】

日程：毎年1回（プロジェクト期間中に計3回）、各回につき1週間程度を想定（第一回は2019年10月を想定）

聴講者：SIECA及び各国CLI技術者（各国4名×6カ国、技術分野は税関、財務、経済統合、運輸・ロジスティックス）

内容：SIECA及び各国からの要望をもとに決定される（第一回は”Transport and Logistic System”となる予定。第二回、三回は”Internal Transportation, Globalization and Logistics Development among Central America, Mexico and Mesoamerica”及び”Central American Regional Economic Integration”となる予定）

講師：AMEXCID関係者、本プロジェクト業務実施チーム（担当コマのみ）（想定）

場所：メキシコシティ、他

企画・準備：全体的な企画及び経費面の支出を含むロジ対応はJICAが行うが、JICAからの依頼に応じ、業務実施チームからも研修に登壇することが期待される。見積もりにおいては、メキシコシティへの日帰り渡航を3回分計上すること。

(12) 安全管理

渡航にかかる安全管理については、JICAからの指示に基づき対応すること。各国JICA事務所には渡航者情報等の提出を必ず行い、常時連絡が取れる体制を確保すると共に、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について密な相談と報告を行うこと。また、本プロジェクトに関連したJICAによる安全管理の調査等に対しても、調査実施に必要な便宜供与等を行うこと。

また、JICAから提供される情報に加えて、現地の治安状況については、事前に十分な情報収集を行うとともに、必要があれば、現地作業の安全確保のため、C/Pの同行や治安機関等の立ち合いにかかる協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

その他、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。現地作業中の安全管理体制についてはプロポーザルに記載すること。

(13) 地域的視点の重視と各国との意見調整

本プロジェクトは一つの M/P で複数の国を対象とするものであり、地域的な視点に基づき M/P を策定することが最も重要となる。一方、各國からは国単位の既往計画や経済便益等の観点から要望や意見が挙げられることが予想されるため、業務実施チームは、総括コーディネーター、SIECA、JICA 等とも相談・連携をしつつ、地域的視点に立った論点の整理と合意形成を実現することが求められる。報告書の内容にかかる協議・調整・承認を行う CCC や COT の場では、上記の点に特に留意すること。

(14) ドナー連携

中米地域では、IDB、ECLAC を中心に各國の既存物流計画、及び既存のセクター別地域計画が既に策定されているため、本プロジェクトでもその取り組みとの整合性を保つことが重要となる。これまでの代表的な他ドナーの支援状況を以下に記す。

1) 米州開発銀行 (IDB)

- ① 6カ国の国家物流ロジスティックス計画 (PENLOG) の策定支援
- ② PMRMLの策定支援
- ③ メソアメリカ横断国際道路回廊整備 (RICAM) 等のインフラ整備
(メソアメリカプロジェクト (旧エブラパナマ計画) 枠組みに含まれる)

2) ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)

- ① 6カ国の物流ロジスティックスにかかる経済開発指標の整備と体系化

また、同地域では、今後も JICA の物流分野の協力が行われることが想

定される。本プロジェクト実施中に新規案件が立ち上がった場合、それらの案件との連携については柔軟に対応すること。

(15) 収集したデータのコンパティビリティ

SIECA 及び各国は、本業務内で収集した運輸交通・物流データを各国のデータフォーマットに配慮した形で提供するよう要望している。この要望を踏まえ、交通解析で使用するソフトは、データのコンパティビリティを考慮した上でコンサルタントがプロポーザルにて提案すること。OD 表とネットワークデータを各国へ提供する際は、エクセル及び ArcGIS に書き出したデジタルデータとする。なお、各国が使用しているソフトウェアについて現在判明している情報は、配布資料「各国で使用されているソフトウェア情報」に記載の通り。データ解析における技術レベルは各国で異なると想定されるため、各国の技術レベル、データ分析の運用実態等を十分に調査した上で、JICA、SIECA と十分協議の上、収集データを提供すること。(なお、グアテマラについては交通解析ソフトを保有していないことが現時点で判明している。)

(16) 各種レポートの位置づけ

各レポートに関して、詳細は 6. 業務の内容の各項目及び 7. 成果品の通りとするが、想定される主な構成内容と付議が想定される会議は以下の通り：

1) インセプション・レポート：

内容は業務の基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、要員計画等とする。ドラフトを JICA に提出し、修正版を SIECA に共有した上で、その後第一回 COT 及び CCC にて説明・協議する。

2) インテリム・レポート 1：

内容は物流及び交通の現況、将来需要予測、課題及び戦略案等とし、ドラフトを JICA に提出し、修正版を SIECA に共有した上で、第二回 COT に付議する。

3) インテリム・レポート 2：

内容はインテリム・レポート 1 に新たに SEA 結果を加えたものとする。ドラフトを JICA に提出し、修正版を SIECA に共有した上で、第三回 COT 及び第二回 CCC に付議する。

4) ドラフトファイナル・レポート 1：

内容はインテリム・レポート 2 の内容に加え、優先プロジェクト実施計画、資金メカニズム、優先プロジェクトの実施計画とする。ドラフトを JICA に提出し、修正版を SIECA に共有した上で、第四回 COT に付議する。

- 5) ドラフトファイナル・レポート2:
内容はドラフトファイナル・レポート1に各国のコメントを反映させたものとする。ドラフトをJICAに提出し、修正版をSIECAに共有した上で、第五回COT及び第三回CCCに付議する。
- 6) ファイナル・レポート:
ドラフトファイナル・レポート2の内容をCLI及びCLI大臣会合に付議し、コメントを反映した上で、ドラフトをJICAに提出し、修正版をSIECAに共有した上で、CLI及びCLI大臣会合の承認を得たものとする。
- (17) C/Pとの密接なコミュニケーションの確保
本業務は、COMITRAN及びその下位に位置付けられるCTRML及びその事務局機能を果たすSIECAと密にコミュニケーションを取りながら進めることが求められる。CTRMLは各国運輸系省庁の計画局長から構成され、本プロジェクトにおける技術的な議論の主な展開の場として期待される。CTRMLのメンバーを出席者とするCOTや、TV会議システム等を有効活用し、本プロジェクトの作業進捗等について情報共有を積極的に行うこと。またSIECAについては、運輸交通部門であるSIECA地域運輸・インフラ・ロジスティックス部(DITIL)との恒常的な連絡・調整に留意すること。プロポーザルでは、団員の現地不在期間中もTV会議等で月例の打合せを設定する等の日常的なコミュニケーション方法を提案すること。
- (18) 各国への技術移転
各国からは、詳細計画策定調査時に技術移転が必要とされている旨言及があり、日本側への高い期待が表明されている。地域計画の策定という性格に鑑みると、各国のオーナーシップは極めて重要であるため、プロジェクト活動期間を通じたOJTや小規模研修、ワークショップ、本邦研修等をバランスよく配分して実施するよう配慮し、現況把握・分析、交通・物流実態調査、交通需要予測、M/Pの策定及び更新方法等を含める形で技術移転を行うこととする。その実施方法についてはプロポーザルにて提案すること。
- (19) 本邦研修
本プロジェクトでは、日本における物流改善の事例等の視察を通じて、SIECA及び各国が直面する物流上の課題に対する対応策のイメージの共有を図ることを目的に、本邦研修を実施する。
幹部層(COTメンバーを想定)を対象とした研修を一回(10日間、7名程度、時期としては2020年2~4月頃)実施することを想定するが、より効果的な方法があれば理由とともにプロポーザルにて提案すること。加えて、コンサルタントはプロポーザルにおいて、研修内容(研修先を含む)をその理由とともに提案すること。これら(回数、期間、人数、研修内容)は、業務開始後早期にC/P機関と協議の上確定すること。

ととする。

本邦研修は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」に基づき実施する。研修に関する業務は、「受入」、「研修実施」、「研修監理」の3つに分類されるが、コンサルタントは、「研修実施」のみを実施することとし、「受入」及び「研修監理」は、JICAが実施する。コンサルタントは「研修実施」に要する経費のみを本見積として提案すること。

（20）事業広報

プロジェクト実施期間中は、SIECAのウェブサイトやJICAの広報媒体（公式HPやSNS）等を通じて、プロジェクトの情報を積極的に発信すること。また、コンサルタントは本プロジェクトで策定する計画内容の広報を目的とするパンフレット（詳細は「7. 成果品等」を参照）を作成すること。

なお、パンフレット以外の広報媒体の作成を想定する場合にはその内容について具体的に提案し、印刷・製本が必要となる場合は、その経費を成果品作成費としてパンフレット作成に要する費用とともに本見積に含むこと。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下（1）～（3）の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

（1）事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

「中米地域物流ロジスティックスにかかる情報収集・確認調査」報告書、詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) 調査全体の基本方針・内容・方法の検討

詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。

3) プロジェクト実施体制の構築

CCC、COTの設置、社会的・環境的な影響を受ける主要な関係者とのパブリックコンサルテーション及びステークホルダーミーティングの体制構築や、プロジェクトを共同で実施するためのC/Pの適切な配置等について、各国と調整を行う。

4) COT及びCCCにおけるインセプションレポートの説明・協議等

第一回COT及びCCCにて、インセプションレポートをSIECA及び各との関係者に説明・協議し、今後の調査方針について基本的了解を得る。また、協議議事録（M/M）及び合意文書（R/D）で確認されている先方実施機関政府との責任の分担関係について確認を行う。本プロジェクトにお

ける実査・資料収集については、SIECA を介して各国に協力依頼を行う必要があるため、収集したい資料リスト及び実査のスケジュールについて、インセプションレポートの説明と併せて、第一回 COT (及び CCC) の場で各者と十分に調整を行うこと。

また、今後のプロジェクト進捗を協議する場として定期的な（四半期に一度の）実務レベル会議（テレビ会議）を関係者に提案し、合意を得る。

(2) マスターplanの策定

1) 関係者内での物流改善への理解を深めることを目的とした技術セミナー（COMITRAN 加盟国及び SIECA を対象）の開催

中米地域の物流に係る現状について各国が把握し、M/P の方向性について頭づくりを行うことを目的として、技術セミナーを開催する。同セミナーの開催は一義的に総括コーディネーター及び JICA が担うが、本業務においても、セミナー議題の提案や開催支援及びセミナーへの登壇を通じて、各国の議論活性化に貢献することが期待される。技術セミナーの概要は「5. (10) 技術セミナーの開催支援・登壇」に記載の通り。

なお、技術セミナーの開催費用は見積に含めないこととする。

2) 社会経済概況、財務状況、自然条件の把握

「中米地域物流・ロジスティックスにかかる情報収集・確認調査」で収集された情報を最大限に活用し、更に不足する情報を追加的に収集した上で、対象 6 国における社会経済概況、財務状況、自然条件に係る関連資料のレビュー・分析を行う。

3) 物流に関連する各国の既存戦略、政策、統計データ、関連法令等のレビュー・分析

プロジェクト対象地域における物流・運輸交通セクターの現況把握を目的としたレビューを行う。「中米地域物流・ロジスティックスにかかる情報収集・確認調査」で基礎的情報は整理されていることを踏まえ、同調査結果を最大限活用し、不足する情報について必要に応じて補足調査を行った上で、効率的にレビュー・分析を行う。収集が困難と判明したデータについては、可能な限り早い段階で JICA に共有し、必要な対応について協議を行うこと。

【レビュー内容】

- ① 地域戦略、地域計画、国家計画、空間計画、関連する開発政策、関連法令等のレビュー
- ② 運輸交通・物流ネットワークのレビュー
- ③ 運輸交通・物流における既往・実施中・計画中の関連プロジェクトの調査
- ④ 運輸交通・物流関連の法制度及び組織の枠組み調査
- ⑤ 環境社会配慮にかかる情報収集・整理（自然・地理状況に加え、当該

- (国)の文化・慣習・伝統・考古学的遺産を含む)
- ⑥ その他プロジェクトに関連する既往のデータ及び情報の把握
 - ⑦ 運輸交通・物流における他ドナーの活動状況、関連プロジェクトの調査
 - ⑧ 運輸交通・物流分野に関する基準（道路基準等）の調査
 - ⑨ 運輸交通・物流分野の予算状況の把握
 - ⑩ 運輸交通・物流整備における制約条件と課題の分析
 - ⑪ 現状の交通データ・経済指標の調査・分析

4) 運輸交通・物流分野関係機関のレビュー

「中米地域物流・ロジスティックスにかかる情報収集・確認調査」で収集された情報を最大限に活用し、更に不足する情報を追加的に収集した上で、以下のレビュー・分析を行う。なお、ここで収集・レビューされた内容については、M/P の策定に役立てるだけでなく、本業務における組織能力強化の活動等にも反映することとする：

- ① 中米 6 カ国の運輸・物流分野関係機関のレビュー（組織、人数、実施体制（官民の役割分担含む）、年間計画等）
- ② 運輸交通・物流分野関係機関のレビュー（組織、人数、実施体制（官民の役割分担含む）、年間計画等）

5) 運輸交通・物流実査

運輸交通・物流実査の調査規模については、上記 3) の既存データを最大限に利用した必要最小限のものとする。同方針に基づき、プロポーザルでは、本プロジェクトで実施すべき具体的な調査内容、項目、方法、スケジュール等について、理由とともに提案すること。なお、実査は現地再委託を認める。

実査の実施の際は可能な限り各省庁職員に同行を依頼するとともに、路側 OD 調査では安全の確保と道路利用者からの円滑な協力を求めるため警察官の同行についても働きかけを行うこと。並行して各国への実査方法及びその取りまとめ方等に関する OJT や小規模研修による技術移転を実施すること。これらの OJT や小規模研修への先方の参加にかかる旅費や手当については、各が自国予算で対応することを想定しており、見積には含めない。

物流事業者へのヒアリングは、取扱貨物のデータ収集にとどまらず、可能な限り保有機材や財務状況についても把握するとともに、物流事業者の抱える問題についても聴取する。なお、貨物については、各事業者へのヒアリングや、通関等にかかる書類ベースでの内容確認に留め、実際に積荷を開くことは想定しない。

交通・物流実態調査の仕様書案は別紙1の1～4の通りだが、補足して実施すべき調査、代替する調査等があれば、その具体的な内容、項目、方法、スケジュール等について、理由とともにプロポーザルにて提案すること。特に国境付近での物流実査については、調査の安全管理上の工夫について明記すること。調査計画の作成にあたっては、可能な限り既存

調査等を活用し、本調査を最小化できるように努めること。具体的な作業プロセスとしては以下が想定される：

- ① 調査計画の作成
- ② 運輸交通・物流実査の準備・実施
- ③ 物流事業者へのヒアリング・情報収集（港湾事業者・空港・フォワーダー等）
- ④ 主要産業のバリューチェーンにおける課題のヒアリング

6) 運輸交通・物流に係る需要予測の実施

収集データより物流に係るモデルを形成し、2035年を目標年次とした社会経済フレームワークの設定を通して、将来交通需要予測を実施する。なお、同地域内で将来的に完成予定のインフラ事業についても、ネットワークのモデル化に当たり考慮すること。具体的な作業プロセスとしては以下が想定される：

- ① 現在のOD再現、需要予測モデルの構築
- ② 社会経済フレームワークの設定
- ③ 各ケースにおける将来交通需要予測

7) 運輸交通・物流における課題・改善点の特定

対象6カ国との間の運輸・物流ネットワークを改善し、地域の連結性を向上するにあたり想定される現在・将来の課題を特定する。具体的には、開発計画や、現状の各都市・産業拠点及び物流拠点間の連結性等を踏まえ、現状及び将来の運輸・物流ネットワークにおける課題、物流産業の構造的課題等を特定すること。具体的な作業プロセスとしては以下が想定される：

- ① 運輸交通・物流ネットワークと地域連結に係る現在と将来の課題の特定（開発計画、各都市、産業拠点、物流拠点間の連結性、現状の運輸交通・物流ネットワークの課題特定、将来OD表に基づく課題特定）
- ② 物流関係産業の課題の把握

8) 将来の運輸交通・物流網のビジョンの策定・複数の戦略案の提示

7)で特定した課題解決に資する将来の運輸交通・物流網ビジョンを提案し、その実現のための戦略を複数案提示する。なお、ここで設定されるビジョンと戦略案については、インテリム・レポート1にてCOTで審議されることになるが、その際にビジョンにかかる議論が円滑に進むよう、事前の調査段階から各国が期待するビジョンのヒアリングを行い、それらの意見を踏まえた提案となるよう留意すること。具体的な作業プロセスとしては以下が想定される：

- ① マルチモーダルな運輸・物流網を含む将来ビジョンの設定
- ② 運輸・物流網ビジョン実現のための戦略案の検討（複数）

9) インテリム・レポート1の説明及び協議

インテリム・レポートは、インテリム・レポート1及びインテリム・レ

ポート2の二段階に分けて作成する。まず、8)で検討したM/Pのビジョン・戦略案(複数)についてインテリム・レポート1としてとりまとめ、内容につきJICAとSIECAから確認を受けた後、COTを開催し、コメントを回収し反映する。その後、COTの承認を受けたSEA計画に基づき、SEAを実施し、その結果を反映させたものをインテリム・レポート2としてとりまとめ、内容につきJICAとSIECAから確認を受けた後、COT及びCCCを開催し、コメントを回収し反映させる。インテリム・レポート2の精査・協議プロセスを通じて、本M/Pで採用するビジョンと戦略がSIECA及び関係各国によって選定され、合意が達成されることが求められる。なお、COT及びCCCの協議にかけるレポート、文書等は、その3週間前にSIECAに提出すること。

上記を踏まえ、インテリム・レポート1に関し、求められる活動は以下の通り：

- ① インテリム・レポート1の作成(複数の戦略含む)
- ② COTを開催、インテリム・レポート1の説明、各国コメントの取付
- ③ 回収したコメントの反映

10) 戰略的環境アセスメント(SEA)に係る調査の実施

SEAに関し、求められる活動は以下の通り：

- ① SEAの計画立案
- ② SEAの実施
- ③ SEA結果の取りまとめ

11) インテリム・レポート2の説明及び協議

インテリム・レポート2に関し、求められる活動は以下の通り：

- ① インテリム・レポート2の作成
- ② COTを開催、インテリム・レポート2の説明、各国コメントの取り付け
- ③ 回収したコメントの反映
- ④ COTで出た意見をもとに、各戦略を比較検討
- ⑤ CCCを開催し、SEAのプロセス、インテリム・レポート2の説明、合意取り付け、本プロジェクトで採用する戦略の特定

12) 優先プロジェクトの実施工程、資金計画の提案

① 戰略実現に必要な優先プロジェクト案の特定

戦略実施に必要と考えられるプロジェクト群(政策含む)を抽出しその各プロジェクトについて、経済性(効果及び投資規模)、技術的観点、環境・社会的観点(SEAの考え方を含む)等から評価を行うと共に、各プロジェクトの競合性や補完性等を総合的に判断して、優先プロジェクトの抽出を行う。なお、この際、必要に応じて、将来交通ネットワークの条件等を変更して再度需要予測を行い、事業の効果を把握する。

また、プロジェクトの優先順位付けの参考情報として、運輸交通・物流実査の段階や実務レベル会合（TV 会議）等を通じて各国の関心の強いプロジェクトを十分にヒアリングし、各国の政策、政治的文脈を事前に十分把握すること。また、それらに最大限配慮した上で、プロジェクトの実現性や各国間の合意形成の現実性等も踏まえた優先順位付けを行うこと。

② 短期・中期・長期のアクションプランの策定

上記の結果を踏まえ、財源確保や法制度面の改善も考慮し、短期、中期及び長期に渡る各プロジェクトの段階的実施計画を策定する。

③ 優先プロジェクトの実施に必要な資金メカニズム（PPP 含む）の提案
各プロジェクトの資金調達について、財政資金、開発援助、PPP、Operation Concession, Land Value Capture、その他のスキームを組み合わせた何種類かのモデルを提案し、各プロジェクトについて、各国の財政上の制約や事業特性、財務的評価、需要等を踏まえ適用可能性のあるモデル（複数可）を提示する。

④ マスタープランの実施体制・実施監理体制に係る提言

⑤ 上記①～④を踏まえたマスタープランの策定

13) ドラフトファイナル・レポート1の説明及び協議

上記1)～12)までの内容をドラフトファイナル・レポート1にまとめ、COTに付議する。ドラフトファイナル・レポートの内容は各国及びSIECAによる協議時間を十分確保する必要があることから、ドラフトファイナル・レポート1、2の二段階に分けてレポートを作成する。各レポートは事前にJICAに提出の上、コメントを反映した後、COTに付議する。

具体的な作業プロセスとしては以下が想定される：

- ① ドラフトファイナル・レポート1の作成
- ② COTを開催、ドラフトファイナル・レポート1の説明
- ③ 各国コメント依頼

14) ドラフトファイナル・レポート2の説明及び協議

ドラフトファイナル・レポート2にかかる具体的な作業プロセスとしては以下が想定される：

- ① 回収したコメントの反映、ドラフトファイナル・レポート2の作成
- ② COTを開催、ドラフトファイナル・レポート2の説明、各国の意見調整
- ③ CCCを開催、ドラフトファイナル・レポート2の説明、合意取り付け

15) ファイナル・レポートの説明及び協議

SIECAによれば、セクター別大臣会合（本プロジェクトで直接関係するものは「CLI 大臣会合」）で承認される事項・報告書については、加盟各国の実施機関がその実現に関し責任を負うこととなっている。そのため、本プロジェクトでも、M/Pを含むファイナル・レポートが同会合でプロジェクト期間中に承認されることを重視し、その後の各国実施機関による

実施に繋げることとする。

当プロジェクトを所掌するセクター別大臣会合である CLI 大臣会合に付議する資料は、CCC で承認されたドラフトファイナル・レポート 2 とする。同レポートの内容について、CLI 大臣会合の下位機関である技術委員会 (CLI) に付議した上で、CLI 大臣会合に説明し、コメントを取り付け、修正を反映したものについて正式に承認されるよう、フォローを行う。承認された最終的なレポートについて、ファイナル・レポート（本プロジェクトの成果品）として C/P 及び JICA に提出する。

CLI 大臣会合からのコメント取り付け期間は約 12 カ月程を想定し、取り付け期間中はレポートの修正、及び各国への説明作業（遠隔）がアドホックに発生することが予想される。この 12 か月間の業務実施チームの想定 M/M は、CLI 大臣会合等に直接出席し説明を行う団員（総括）が現地で 1M/M、FR 最終化に向けた各団員のレポート作業用の国内 M/M が各団員につき数日程度となる見込み。

なお、CLI 大臣会合での合意が難航し、承認が 12 カ月以内に終わらなかつた場合、その時点で本業務を終えることとし、CLI 大臣会合での承認支援は SIECA の責任で行われる。この場合にファイナル・レポートに含む内容については、関係者の意見をヒアリングした上で、最終的に JICA と業務実施チームが協議の上決定する。

上記を踏まえ、ファイナル・レポートにかかる具体的な作業プロセスとしては以下が想定される：

- ① CLI および CLI 大臣会合にて、ドラフトファイナル・レポート 2 の説明、コメント依頼
- ② 各国コメントの取り付け
- ③ コメントをレポートへ反映
- ④ CLI 大臣会合でファイナル・レポートの説明、承認
- ⑤ ファイナル・レポート提出（成果品）

（3）組織及び人員の能力強化

1) 物流関連データの管理及びモニタリング計画の提案

- ① 各国、地域レベルにおける優先プロジェクトの持続的なモニタリング計画の提案

今後の物流政策の更新・立案のためのデータの管理および MP の実施状況のモニタリングのための SIECA の組織体制の強化ならびに各国の人材能力強化のための計画案を提案する。能力・組織体制強化のニーズアセスメントは「6.（2）3）物流に関連する各国の既存戦略、政策、統計データ、関連法令等のレビュー・分析」と同時並行で行い、課題点について早急に把握すること。改善案については、具体的な優先プロジェクトを定める段階で提案することを想定しているが、より効果的と考えられるタイムスケジュールがあれば、プロポーザルにて提案すること。本項に関し、想定される活動は以下の通り：

ア) 人材能力を含む現状の物流関連計画の実施・モニタリングシステ

ムのレビュー

- イ) 現状の改善案の提案
- ウ) M/P の実施体制に係る提案

- ② 物流関連データセット及び中米地域におけるデータ更新の制度構築
物流関連のデータ管理・更新にかかる体制をレビューし、改善提案を行う。なお、SIECA 及び各国は、本業務内で収集した交通データを各国のデータフォーマットに配慮した形で提供するよう要望している。この要望を踏まえ、交通解析で使用するソフトは、データのコンパティビリティを考慮した上でコンサルタントがプロポーザルにて提案すること。また、OD 表とネットワークデータを各国へ提供する際は、エクセル及び ArcGIS に書き出したデジタルデータとする。本項に関し、想定される活動は以下の通り：

- ア) 現状の物流計画に関するデータセットの管理体制・更新体制のレビュー
- イ) 物流計画に関するデータセットの管理体制・更新システムの提案

- 2) 本邦研修、第三国研修（メキシコ）若しくは小規模研修の開催を通じた地域人材の能力強化

組織能力強化については SIECA の能力強化、SIECA(CIEI)を通じた各国の能力強化、各国に対する直接の能力強化 (OJT と小規模研修) の 3 種類を想定しており、これらの具体的な取り組み方について、プロポーザルにて提案する。

求められる活動は以下の通りだが、その具体的な取り組み方について、プロポーザルにて提案する：

- ① 法制度レベル、関係組織レベル、個人レベルでのキャパシティギャップアセスメントの実施
M/P を策定及び更新していくための、法制度レベル、組織レベル、個人レベルでのキャパシティギャップアセスメントを実施する。
- ② 本事業を通じた C/P 能力強化計画策定
キャパシティギャップアセスメントの結果を踏まえ、C/P 機関と協議の上で本プロジェクトを通じた能力強化計画を策定する。
- ③ SIECA のアクションプランの作成
本プロジェクトの C/P は SIECA であるが、本 M/P で提案された優先プロジェクトの実施主体は各国である。M/P の実施・更新を行うにあたり、SIECA はこの実施モニタリング、全体調整を行うことと想定されるが、その具体的な業務内容及びアクションプランを作成する。アクションプラン作成に当たっては、SIECA と十分に協議すること。
- ④ 事業実施中の OJT 実施①「物流データベース構築の技術移転」
「6. (3) 1) 物流関連データの管理及びモニタリング計画の提案」

の実施に合わせ、データベース構築・及びその維持管理について、日々の業務における OJT 等を通じて技術移転を行う。

- ⑤ 事業実施中の OJT 実施②「運輸交通・物流調査に係る技術移転」
「6. (2) 4) ②運輸交通・物流分野関係機関のレビュー」の実施に合わせて、物流実査の方法及びそのデータ管理に係る OJT を通じた技術移転を行う。
- ⑥ 事業実施中の OJT 実施③「将来交通需要予測手法に係る技術移転」
「6. (2) 6) 運輸交通・物流に係る需要予測の実施」の実施に合わせて、交通需要予測に係る OJT を通じた技術移転を行う。
- ⑦ 事業実施中の OJT 実施④「M/P 策定の技術移転」
「6. (2) 7) 交通・物流における課題・改善点の特定、8) 将来の運輸交通・物流網のビジョンの策定・複数の戦略案の提示」の実施に合わせて、需要予測のデータから現在のネットワークの課題点特定・戦略策定に係る OJT を通じた技術移転を行う。
- ⑧ 小規模研修とワークショップの実施
上記 OJT に加え、データの扱い方及び M/P の全般的な内容について、SIECA のみならず各国関係機関の職員に対しても、業務実施チームの団員が各国を訪れる機会を活用して、OJT 形式又は小規模研修等を開催し、技術移転を行う。
- ⑨ 本邦研修の実施
本プロジェクトでは、本邦研修の実施を一回想定している。研修内容は確定していないため、調査実施中に回数、期間、時期、人数を含めて C/P 機関と協議の上決定する。詳細は「5. (18) 本邦研修」に記載の通り。

その他、本プロジェクトで実施を予定している技術セミナーと第三国研修において、各回 1~数コマの講義を提供する。詳細は「5. (10) 技術セミナーの開催支援・登壇、(11) メキシコ第三国研修」に記載の通り。

7. 報告書等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終報告書は、ファイナル・レポートとする。ただし、GII 大臣会合での合意が難航し、ファイナル・レポート承認が 12 カ月以内に終わらなかった場合は、JICA に相談の上ファイナル・レポートの内容を決定する。

各報告書の C/P 及び関係機関への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、各報告書の内容について JICA から修正の指示があった場合は、C/P 側関係機関への説明・協議前に対応すること。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出先：JICA 分を除き、先方分は原則 SIECA への提出とするが、SIECA から関係各国への配布が叶わない場合は、JICA に相談すること。

提出時期：調査開始後 1か月以内

部 数：英文 2 部（JICA 分）、西文 20 部（うち、JICA へ 2 部、SIECA へ 6 部、6 力国へ 2 部ずつ）（簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 8 枚（うち、JICA へ 1 部、SIECA と 6 力国へ 1 部ずつ）)

2) インテリムレポート 1

記載事項：物流セクターを巡る現状のレビュー結果、交通調査、需要予測、戦略案等（2. (5) 2) ⑧「将来の運輸交通・物流網のビジョンの策定・複数の戦略案の提示」までに検討した M/P のビジョン・戦略案（複数）についてインテリム・レポート 1 としてとりまとめる）

提出時期：調査開始 12 ヶ月後を目処

部 数：西文 20 部（うち JICA へ 2 部、SIECA へ 6 部、6 力国へ 2 部ずつ）、英文 1 部（JICA 分）、和文要約 2 部（JICA 分）（簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 8 枚（うち、JICA へ 1 部、SIECA と 6 力国へ 1 部ずつ）)

3) インテリムレポート 2

記載事項：インテリムレポート 1 の内容に加え、SEA 及びその結果選択される戦略

提出時期：調査開始 18 ヶ月後を目処

部 数：西文 20 部（うち JICA へ 2 部、SIECA へ 6 部、6 力国へ 2 部ずつ）、英文 1 部（JICA 分）、和文要約 2 部（JICA 分）（簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 8 枚（うち、JICA へ 1 部、SIECA と 6 力国へ 1 部ずつ）)

4) ドラフト・ファイナルレポート 1

記載事項：調査結果全体

提出時期：調査開始 22 ヶ月後を目処

部 数：英文 1 部（JICA 分）、西文 20 部（うち JICA へ 2 部、SIECA へ 6 部、6 力国へ 2 部ずつ）、和文要約 2 部（JICA 分）（簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 8 枚（うち、JICA へ 1 部、SIECA と 6 力国へ 1 部ずつ）)

5) ドラフト・ファイナルレポート 2

記載事項：ドラフト・ファイナルレポート 1 の内容に COMITRAN での協議結果を反映させたもの。

提出時期：調査開始 27 ヶ月後を目処

部 数：英文 1 部（JICA 分）、西文 32 部（うち JICA へ 2 部、SIECA へ 6 部、6 力国へ 4 部ずつ）、和文要約 2 部（JICA 分）（全て簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 8 枚（うち、JICA へ 1 部、SIECA と 6 力国へ 1 部ずつ）)

6) ファイナルレポート

記載事項：ドラフト・ファイナルレポート 2 の内容に、COMIECO、COSEFIN での協議結果を反映させた、調査結果の全体報告。

提出時期：調査開始 38 ヶ月後を目処

部 数：英文 2 部 (JICA 分)、西文 45 部 (うち JICA へ 15 部、SIECA へ 6 部、6 力国へ 4 部ずつ)、和文要約 15 部 (JICA 分) (全て製本)、電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 14 枚 (うち、JICA へ 7 部 SIECA、6 力国へ 1 枚ずつ))

(2) 報告書作成に係る留意事項

1) 報告書の仕様

ファイナルレポートのみ製本とし、その他の報告書は原則として簡易製本とする。また、報告書の印刷、電子化 (CD-ROM) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014年11月)」を参照すること。

2) 報告書の形式・説明

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。加えて、専門性の高い用語を用いる場合には、適宜補注等で説明を行うこと。
- ② 必要に応じ、図表を活用すること。また、英文及び西文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとすること。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ③ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。加えて、インセプションレポートを除く各報告書の巻頭には10ページ程度に取りまとめた要約を含めること。
- ④ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠 (資料編の項目) との照合が用意に行えるよう工夫すること。

(3) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 3 部 (簡易製本)

2) プロジェクト活動業務報告書

記載事項：JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告。
打合せ簿の履歴と JICA への支払請求 (見込み) について資料を添付すること。

提出時期：翌月 10 日まで

部 数：和文 2 部、西文 2 部 (SIECA に 2 部)

3) 議事録等

C/P 機関との CCC、COT、その他主たる調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。

また、JICA 及び業務実施チームが主催する関連会議・検討会における

議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、10日程度のうちにJICAに提出すること。各国渡航時にJICA事務所と開催したミーティングについても同様とする。

4) 広報用資料(パンフレット)

記載事項：本プロジェクトの概要。パンフレットの作成に当たっては、わかりやすい図表、視認性に優れたフォントや色彩等を用い、明瞭なデザインとする。専門用語を極力使用せず、理解しやすいものとすること。
提出時期：ドラフトファイナルレポート提出時

部 数：A4 2~4枚程度を和文30部、英文75部、西文100部、電子データ（様式については現時点では指定しないが、プロジェクトの進捗に合わせてJICAと協議する。）

5) 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リスト添付のうえ、JICAに提出する。

6) 調査用資機材等取得明細表

調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時（取得のあった年度の業務完了時）にJICAに提出する。

7) 業務実施報告書

ファイナル・レポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① 最終報告書の概要

② 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③ 活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤ 今後のプロジェクト実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案

⑦ 添付資料

ア) 業務フローチャート

イ) 業務人月表

ウ) 研修員受入れ実績

エ) 調査用資機材実績（引渡リスト含む）

オ) 合同調整委員会議事録等

カ) その他調査活動実績

キ) 提出時期：業務終了時

ク) 部 数：和文3部（簡易製本）

別紙1：再委託調査事項

1. 断面交通量調査

調査期間：平日2日間、休日1日間

調査地点：40箇所程度（「中米地域物流ロジスティックスに係る情報収集・確認調査」で提示されている調査候補地点を参照のこと。）

調査項目：16時間交通量（時間帯別、車種別、方向別）

2. 路側OD調査

調査期間：平日2日間、休日1日間（16時間／日）

調査地点：40箇所程度（「中米地域物流ロジスティックスに係る情報収集・確認調査」で提示されている調査候補地点を参照のこと。）（断面交通量調査と同じ地点）

調査対象：乗用車・タクシー・バスの旅客、貨物車の運転手

調査項目：調査時間、車種、トリップの発着地のほか、旅客については、乗車人員数、住所、トリップの目的、貨物車については、品目、積載量、積載率

目標サンプリング率：20%以上

3. 旅客サービス提供者へのインタビュー調査

調査方法：直接インタビューまたは電話

調査対象：旅客サービス提供団体（公社、国営企業など）なお、運輸モード及びビジネス地域が異なり、かつ、できるだけ多量の旅客を取り扱う団体を選定

調査項目：施設状況、ルート別の状況、予約システム、その他関連情報等

4. 物流業者へのインタビュー調査

調査方法：直接インタビューまたは電話

調査対象：物流拠点や港湾などを管理する物流を担う団体（公社、国営企業など）なお、運輸モード及びビジネス地域が異なり、かつ、できるだけ多量の旅客を取り扱う団体を選定

調査項目：輸送貨物の内容と量、輸送モードとルート、物流施設の状況、物流課題、その他関連情報等

5. 環境社会配慮調査

概要：業務実施グループの計画に基づく戦略的環境社会配慮調査に係るステークホルダーカンファレンスの準備、開催、議事録等の整理

調査内容の詳細は配布資料の別添にある環境社会配慮報告書を参照。

第4 業務実施上の条件

1. 調査工程

2019年8月中旬より業務を開始し、2019年10月を目途にインセプション・レポートを提出し、2020年8月を目途にインテリム・レポート1を提出する。2021年2月にインテリム・レポート2を提出し、2021年6月にドラフトファイナル・レポート1を提出し、2021年11月にドラフトファイナル・レポート2を提出し、2022年10月までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約57M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 業務主任者／物流計画（2号）
- 2) 交通調査分析（4号）
- 3) 産業経済分析
- 4) 道路交通計画
- 5) 港湾・海運計画
- 6) 空港計画
- 7) 鉄道計画
- 8) 組織体制強化（4号）
- 9) 環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与

2019年3月に署名したR/Dに基づくものとする。なお、コンサルタントの執務室については、SIECA及び各国のオフィス内に確保予定である。執務室には電気・インターネットが通じているが、OA機器の設置は確約されていないため、必要となる機材は調査用資機材としてプロポーザルで提案し、本見積に計上すること。なお、機材の調達に当たっては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に従うこと。また、本契約に基づき本邦で調達した機材、もしくは本邦又は機材使用国以外の第三国で調達した機材を外国に持ち出す（輸出する）場合は、「JICA 輸出管理ガイドライン（業務受託者向け）（2017年6月）」に依ること。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

(1) 配布資料：詳細計画策定調査結果（環境社会配慮報告書含む）

討議議事録（R/D）

各国で使用されているソフトウェア情報

企画競争説明書別添1. 2

(2) 閲覧資料：詳細計画策定調査時収集資料

上記閲覧資料は、JICA 社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ
(eigge@jica.go.jp) にて配布しますので必要な場合はご連絡ください。

また、以下についてはリンクで入手可能。

「中米地域物流・ロジスティックスにかかる情報収集・確認調査報告書」
http://open_jicareport.jica.go.jp/700/700/700_600_12285912.html

5. 現地再委託

「第2 5. (2) 調査・計画策定におけるローカルコンサルタントの活用」に記載の通り、本プロジェクトではローカルコンサルタントを活用した実施体制とすることが想定されている。現時点での本プロジェクトの実施に必要と考えられる分野を以下に示す。これを踏まえて、プロポーザルでは本業務の実施に最も適した体制を提案すること。ローカルコンサルタントを特殊傭人若しくは再委託先として活用する場合には、想定される契約内容、契約管理方法、また必要に応じて成果品の想定等を、その理由と妥当性も含めてプロポーザルにて提案し、経費についてはいずれの場合も本見積に計上すること。なお、日本のコンサルタントとローカルコンサルタントの分野分担については変更を認める（ただし評価対象団員以外）。現地再委託とする場合は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に沿って提案を行うこと。

- (1) 業務主任者／物流計画（評価対象予定者）
- (2) 交通調査分析①（評価対象予定者）
- (3) 交通調査分析②（ローカルコンサルタントの特殊傭人、8.5M/Mを想定）
- (4) 産業経済分析①
- (5) 産業経済分析②（ローカルコンサルタントの特殊傭人、6.5M/Mを想定）
- (6) 道路交通計画①
- (7) 道路交通計画②（ローカルコンサルタントの特殊傭人、5.75M/Mを想定）
- (8) 港湾・海運計画
- (9) 空港計画
- (10) 鉄道計画
- (11) 組織体制強化（評価対象予定者）
- (12) 環境社会配慮

その他、現地再委託を想定している別紙1の事項（物流・運輸交通セクターに係る交通調査及び環境社会配慮調査）については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。なお、これら2つの業務にかかる経費は再委託の有無に関わらず、別見積もりとすること。上記以外に再委託による実施が必要な業務があれば、併せてプロポーザルにて理由とと

もに提案し、必要経費を本見積に計上すること。

6. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) カウンターパートの経費負担

本プロジェクトで開催する C/P を巻き込む会議やイベント (CCC、COT、CLI 大臣会合、CLI) については、基本的には SICA 傘下の既存会合との同時開催を予定しており、そのためには会場費や日当・宿泊・旅費の別途の支払は生じない（先方負担とする）ことを想定している。また、各国渡航時的小規模研修 (OJT) についても、先方の通常業務の一環で行うため、特段のプロジェクトによる経費負担は生じないことを想定している。よって、これらの費用については本プロジェクトの見積もりに含めないこととする。万が一、先方がその財政上の理由等により当該経費を負担し得ないことが判明し、プロジェクトの経費負担を求められた場合、JICA に相談すること。

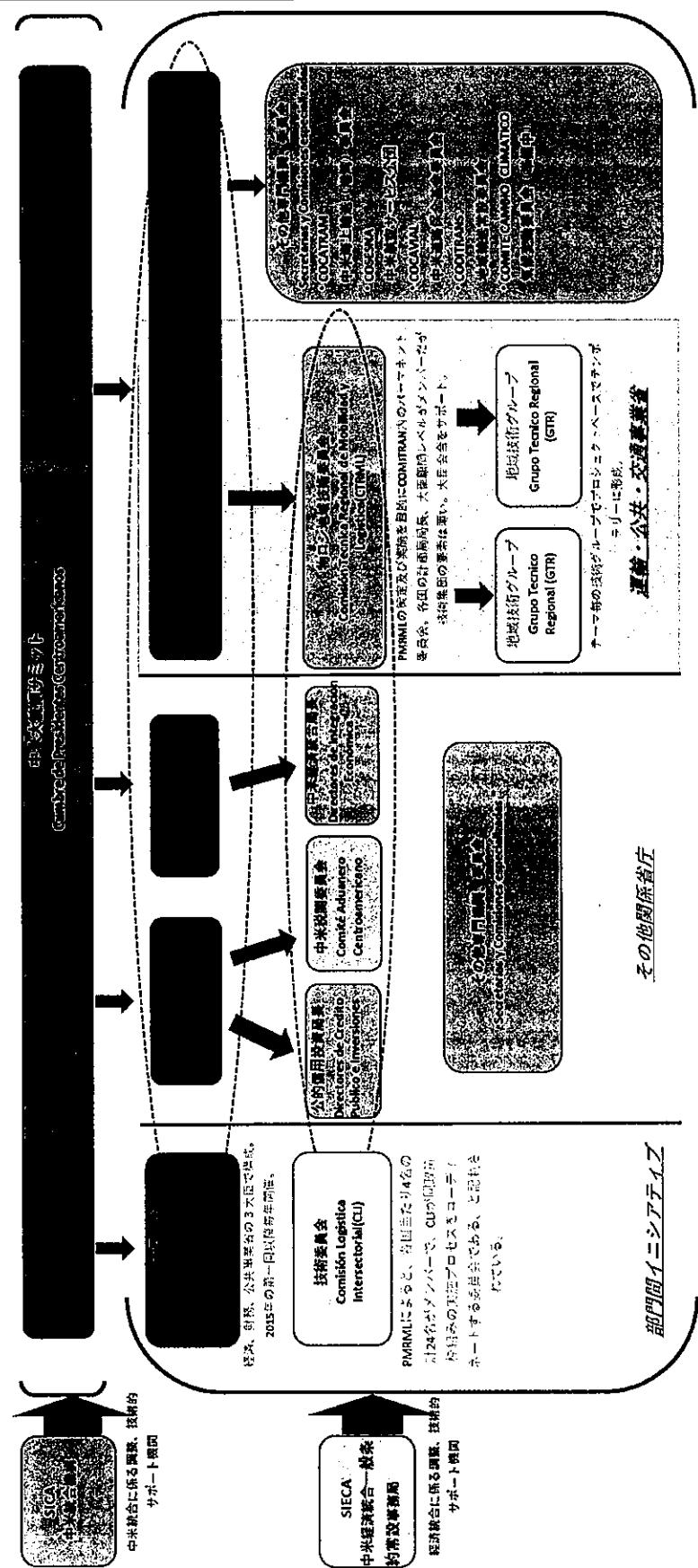
(3) 通訳の配置

プロジェクト活動における恒常的な通訳配置は想定しないが、小規模研修 (OJT) 等の場面で別途通訳の配置が必要となる場合はプロポーザルにて提案すること。また、本邦研修において通訳配置が必要な場合も、プロポーザルにて提案すること。各種会議 (CCC、COT、CLI 大臣会合、CLI) における通訳については、総括コーディネーター又は JICA にて直接配置することとし、本プロジェクトの見積もりには含めない。

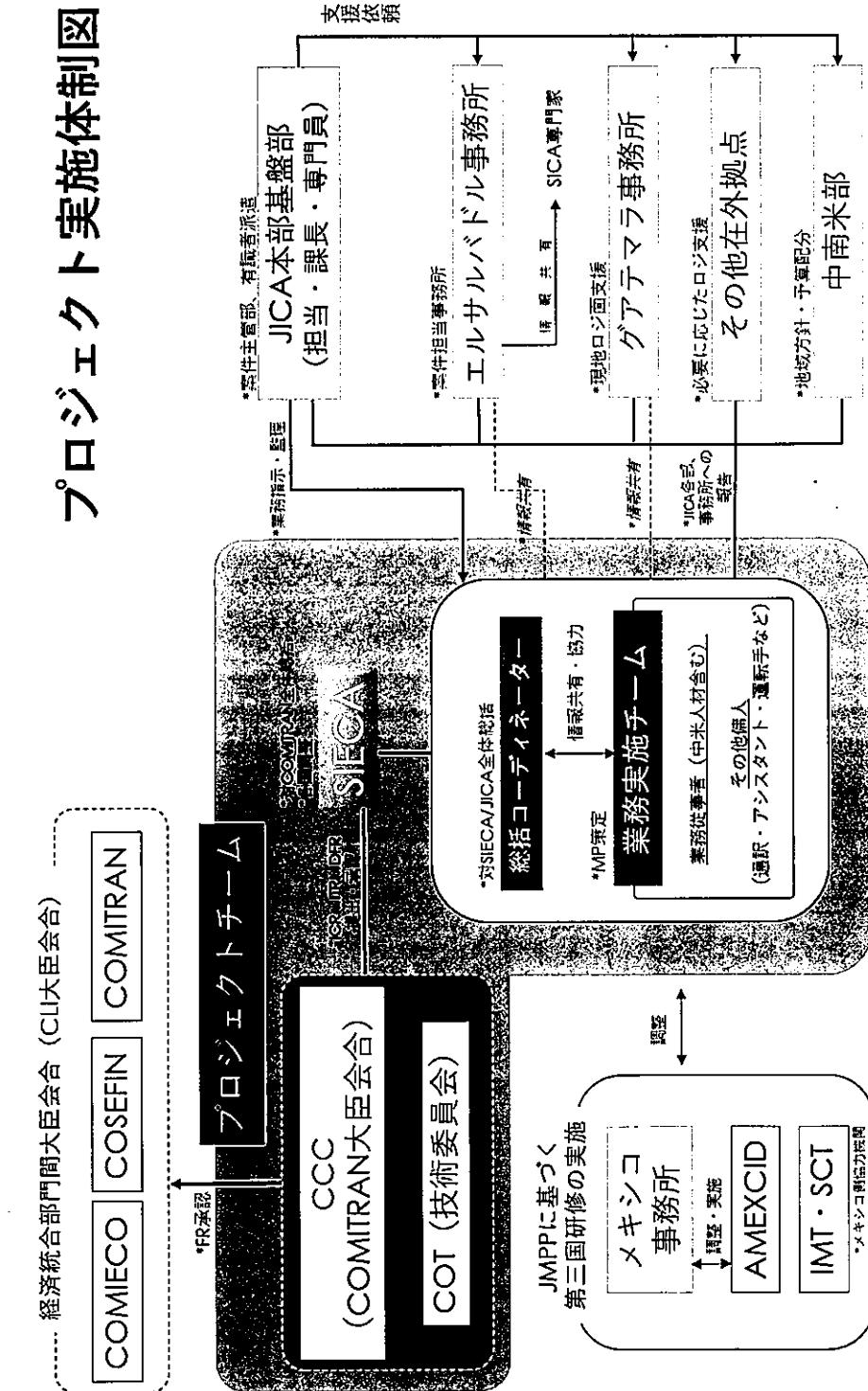
(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

別添1：SIECA関係機関図



プロジェクト実施体制図



別添2：プロジェクト全体に係る実施体制案